

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月よりグラインダーを使用して船体の錆落とし作業に従事しており、最終事業場を離職した平成〇年〇月までの振動ばく露時間は、およそ8,600時間に達している。

請求人は、平成〇年頃に両手指にしびれを自覚したことから、A病院に受診し投薬による治療を開始した。その後、転医先のBクリニックに受診し「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され治療を継続している。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は労災保険と船員保険の統合日前の業務上のばく露が原因であると認められる疾病に該当し、労災保険給付の対象とはならないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、平成〇年〇月〇日に船員保険の職務上疾病・年金部門と労災保険が統合された。そして、決定書別紙のとおり、統合前に生じた負傷、疾病に係る保険給

付は統合後も引き続き労災保険法による給付に相当する部分も含めて船員保険から給付される旨定められている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が労災保険法による給付の対象であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年頃より両手指にしびれを自覚しており、同年から投薬の治療を開始し、その後、平成〇年〇月〇日、Bクリニックにおいて「振動障害」と診断されている。

(2) BクリニックC医師（以下「C医師」という。）は、意見書において、要旨、請求人は平成〇年頃より既に振動障害を発症していたと考えられ、発生原因としては、船員保険統合前の振動ばく露が主たる原因であり、統合後の振動ばく露だけでは時間が短いため、振動障害の発症は考えにくい旨述べている。

(3) また、請求人は、平成〇年〇月より振動工具を使用した作業に従事しており、最終事業場を離職した平成〇年〇月までの振動ばく露時間は、およそ8,600時間に達している。しかし、船員保険と労災保険が統合された平成〇年〇月〇日以降の振動ばく露時間は500時間と短時間であり、また平成〇年頃より請求人に自覚症状があったことなどを踏まえると、C医師の上記意見は妥当なもの判断され、請求人はすでに平成〇年頃振動障害を発症していたものと思料する。

(4) したがって、請求人の本件請求は、労災保険法による給付の対象とは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養族補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。